◎飯山ホテル株式会社関係

質問項目	答弁内容(飯山ホテル)
化されている1億6000万円の補助金交付要望を市長宛に提出され、また同年7月	6月21日付で代理人弁護士から通知させていただき、7月7日までに書面で回答を求めたが、7月7日までに回答できないとの通知を飯山市より7月5日に頂戴した。その中で「現在検討中のため、7月21日を目途に回答します」という内容だった。 私どもとしては、あらかじめ6月21日の書面で法的な段階に進むことを予告していたこともありますし、従前から色々お話させていただいた中で、現在検討中だから7日までに回答できないというのはちょっと誠実さに欠け、期限までに回答いただけないということでしたので、調停に段階を進めた。その後、7月21日付で通知書に対しての回答は届いています。
	6月21日に代理人から飯山市に通知書を送り、その回答期限としてこちらで指定させていただいたのが7月7日。その後、7月7日までには間に合わないということで、飯山市から「通知書の回答について」という文書が7月5日付で届いています。ただ、期限を指定させていただいたこともあり、この様な回答が遅れるという文書が届いた時点で、宣言していたように調停の手続きを始めました。その後、簡易裁判所から調停の申し立てを受理し、期日を指定するという段階まで手続きが進む中で、7月21日に飯山市から回答が届きました。
	私どもとしては申し立てた側です。
市長が補助金を交付しかねると言ってから調停に至るまでに、何回くらい協議の場を持ったのか。	飯山市長が、有識者懇談会の結果を受け補助金を執行しかねると記者会見をされた後、話し合いの場を持ったのは3回です。
話し合いを持つことについて、飯山ホテル側から市に何か書類を提出してあるの	飯山市と「飯山駅前市有地宿泊施設整備事業基本協定書」を締結させていただいており、協定書18条に、協議が必要になった場合に
か。	は申し出るということが書かれており、記者会見で表明された飯山市の対応方針については、我々の事業に多大な影響があるという ことで、私どもとしても協議をさせていただく必要があるため、お願いの文書を提出してあります。 そのときは、商工観光課が窓口でしたので当時の課長にお渡ししてあります。
できれば、その文書の写しを拝見したい。	※(飯山ホテル㈱の了承が得られたため、当該文書の写しを委員に配付)
そういう通知を出したのは一度だけか。	一度だけです。 これは市の方から説明があったか存じ上げないが、商工観光課の方に提出したところ、管轄が変わり総務部長とやり取りしてほしいとお話いただいたので、総務課を通じて協議の場を整えてくださいと口頭でお願いをしました。 お渡しした文書がどのような形で決裁処理されたかは、私どもにはわかりかねます。
令和5年4月17日に、補助金を執行できない旨の文書が市から渡されていたと思うが間違いないか。	令和5年4月17日は先ほどの記者会見の日かと思われますが、そのときには特に書面ではいただいておりません。口頭で、そういうことを記者会見で話すと事前の告知はありました。 先ほど、市長と何回話したかとの質問で3回とお答えしましたが、その中で我々としても何か書面でいただけないかとお願いしたが、そのときにいただいたのが、「飯山駅前市有地宿泊施設整備促進事業についての飯山市の方針(令和5年5月15日付)」という文書でした。あまり正式な文書という形ではなかったと思います。市の正式な書面として体裁が整っている文書として、明確に補助金が現時点では出せませんといただいたのは、代理人弁護士から通知書でお出ししたものに対する、7月21日付の飯山市からの回答文書です。

者側からの提案か。

市長は、話し合いの内容は他には公表しないと事業者側と決め協議を進めてきた「その点について、明確にどちらからという認識はあまりないが、この件に関し市の所管が変わったということも含め、あまりオープ と言っているが、内容を公表しないという約束は、市からの提案かあるいは事業┃ンにはしたくないと飯山市が言われ、我々としても進展を望むためにはそういうことも必要と思い、それで結構ですとお答えした。 実際問題としては、何か進展のあるような話し合いではなかったので、今にして思えば内々にする必要はあまりなかったと思いま

> 我々としては、内密にお願いしますという視点で当初から望んでいたわけではありません。そのため、商工観光課の方に協議のお願 いの文書を出したという形です。

いて、その2点について議論されたことはあるか。

令和5年5月15日付けの飯山市の方針において、補助金を執行しかねる理由とし ┃調停の内容に関わる部分について言及することは差し控えさせていただきたいと思いますが、調停を申し立てる段階で、それまでの |て、プロポーザルによる業者選定の事務執行に不備があったということと、景観 ||経緯につきましては裁判所調停委員会の方には証拠資料として提出しております。

|計画の問題というその2点が大きな問題点に掲げられているが、調停の過程にお ||当然、現市長が就任した後に招集した有識者懇談会の報告書等々もお渡ししてありますし、それをもって対応方針とした文書等もお 出ししてあり、なぜそういった判断をされたのかということについては俎上には上っております。

調停においては、2点の問題点について議論はなかったということか。

調停ですので、調停委員会という組織が第三者的に存在し、我々と飯山市が直接何か議論する場ではありません。当事者だけで話し 合っていても、あまり解決が望めないだろうということで、第三者を入れた調停という手続きを選択した次第になります。 詳しいことについては差し控えさせていただきますが、調停委員会から色々なご質問をいただき、その都度お答えしておりますし、 出然、飯山市側にも調停委員会から色々なご質問があったはずです。

その中で、調停を申し立てるまでの様々な経緯について、私どもも資料として提出してありますので、プロポーザル以降の紆余曲折 について調停委員会の方からもご確認があったのではないかなとは思われます。ただその場には我々は同席しておりませんので、確 たることはわかりません。

いう文書に、「2年程度の期間延長が必要となるため協定書第18条に基づき協議 ┃せていただいております。 てきたのか。

【先程いただいた令和5年5月12日付けの「市長表明を受けての協議のお願い」と【この文書をお出しした後、商工観光課から総務部に所管が変わったということで、その後は飯山市長、総務部長と私どもで協議をさ

┃をお願い致します┃とあるが、この協議というのは、その後どういう形でやられ┃この文書に記載してあるように、事業に大きな影響が出ておりますので、期間の延長もお願いはしましたが、やはり補助金の執行は できかねるということについて、なぜなのか、事業者としては受け入れられない、何とかならないかということで協議をさせいただ

協議を行ったのか、3億6000万円の根拠は何なのか等を調査検証している。 て皆さん方の立場では、どうなのかという事を聞きたい。また3回位協議してき 前の話も答えられるようであれば。

この委員会では、調停条項案について合意したのであれば、その間にどのような┃まず、現在「調停条項案┃に合意をしている形で、「調停┃が成立している訳ではないということをご確認させていただければと思

|9月議会では、調停条項案と債務負担行為を議決することになるが、それについ ||また3回の協議については、調停前の話であり、お答えすることについて特に問題ないと思いますのでお答えさせていただきます。 ┃3回にわたる協議の中では、まず記者会見で公表されたことについて、我々としては多大な影響があるので何とかしてほしい、協定書┃ |たということだが、一体何を協議したのかその中身もわかればいいと思う。調停 |には開業予定日も示されいるので、2年程度工期を伸ばしていただきたい、それからこの時点では書面で何かしらの通知を頂いていた 訳ではないので、そうおっしゃるのであれば文書でほしい、ということをお願いしました。その結果出てきたのが、5月15日付の対 応方針の文書でした。

> その他、当然補助金も出ないと困りますので補助金を出していただきたい、また事業はスタートしており色々な費用もかかっている ので、それが無駄になってしまった場合の補償はしてくれるのか、その辺りを争点として協議、会談をさせていただいた。 |ただ、残念ながらあまり実のあるものではなかったため、第三者を入れて行う必要があるということで、6月21日付けの代理人弁護 士からの通知書、その後の調停に繋がったという流れになります。

令和3年10月20日に市と基本協定を締結。翌年3月22日に事業用定期借地権設定 | |形式的にはご質問の通りかと思いますが、ただ今回の件については飯山市が募集したプロポーザルで、プロポーザルの段階では、こ 契約も締結している。しかもその3月議会で予算も通っている。 ういった案で事業を計画していますという、いわゆる原案を提出させていただき、審査の結果、今の飯山ホテルの前身の商工会議所 |そうすると、令和4年4月1日から工事に入れたわけだが、なぜ工事に入らなかっ┃グループの案が採択されました。そこから実務的に、いわゆる基本設計から実施設計、その後の積算に向けて実務的な仕事を進めて たのか。 いかないといけないので、どうしても時間がかかります。 その中でも、当時の商工観光課の担当者、また当時の前市長さんにも定期的に状況の報告をし、当時のたたき台の案から、やり取り を挟みながら事業を進めておりましたので、その段階で、全て資材も発注して4月1日から着工ということは実務的には不可能な状況 令和5年2月14日に商工会議所と飯山ホテルが連名で市に要望書を出しているが、 **│**令和5年2月14日の飯山市への要望書については、締結した協定書に基づき事業を進めていたが、このとき現市長に変わっており、当 内容はどのようなものか。 選後色々と発言されていたことに対し、我々事業者としては協定書で結ばれている合意事項について、大変失礼ですが飯山市が本当。 に履行していただけるか大変危惧しておりますという形で文書を出させていただいた。 またそのときは、当初の事業計画通り進めていく予定でしたので、着工するにあたり金融機関との協議もしないといけない時期で、 補助金が出るか出ないか不透明な状態では協議にも支障が出ますので、協定書に則り補助金予算の計上、また協定書に結ばれている 飯山市が行う合意事項について、確実に履行する旨を令和5年3月末日までに表明していただきたく、要望書を出させていただいた。 その要望に対し、3月末に市からは正式文書で回答はあったのか。 来ておりません。正式な文書としては来ておりません。 令和6年度末(令和7年3月末)までにホテルを作らなければいけないとする |当初計画についてのご質問と思いますが、飯山市は冬になると雪が降り、あまり工事が進められませんので、余裕を持って進めるた。 と、どのくらい前に着工する必要があるか。 めには、令和5年の夏頃に着工できればスケジュール的に間に合うかなということで、当初は予定を組んでおりました。 調停条項案に関わることだが、条項案では4階建で健康増進施設がないが、健康 調停の中身に関わることですが、我々事業者の考えをご理解いただく上で可能な範囲でお答えさせていただきます。 |増進施設は元々補助の対象外だが、作ってくれれば市が補助を出すということ ↓当初、調定に入る前から高さの制限については非常にこだわりを見せておられ、そこは調停に入っても変わりませんでした。 |だったと聞いている。また高さ制限もなくせばホテルが成り立つのではないかと | 調停は裁判と違い、どちらかの言い分に白黒つけるという性質のものではありませんので、我々としては、何もかも諦めていきなり いうことについて、それはホテル側の考えか、あるいは調停の中で飯山市が言っ┃裁判という選択肢もなかったわけではないが、やはり駅前の土地にホテルは必要だという思いで集まった皆さんが進めていた事業で たことなのか。 |すので、何とか可能な限り手を尽くしたいということで、調停という選択肢を選びました。その中で、当初計画の施設要件にこだわ。 ると、どうしても調停の合意は難しいということで、副案といいますか、まずはホテルの方が優先順位が高いだろうということで、 オテルだけの計画として案を私どもの方からお示ししました。 市の建設水道部の聞き取りを行ったが、どこにも高さを制限すると書いてない。┃調停の場では、私どもに対して直接何かおっしゃられる事はないので、調停委員会の方にお話してると思いますが、聞いたところに よると、基本的には有識者懇談会以降、主張されている景観計画とか景観条例ということで理由付けされていたそうですので、議会 それは建設水道部も認めている。 ┃市長は調停に入る前も調停に入ってからも、ずっと言っているが、こういう法律┃の皆さんに対して市長が説明していたこととあまり変わらないのではと思われます。 があるから、あるいはこういう決めがあるから駄目だとかそういう話をされた 令和5年6月21日付の通知書で、補助金を出せるかどうか答えてほしいとある。 |補助金の交付申請をしたのかどうかというご質問だと思いますが、申請はしておりません。なぜかというと、補助金交付申請のため。 ┃が、予算はつけてありました。通知書を出す段階で実施計画は完了していると言┃には、積算まで完了し全体で経費がいくらかかるのでお願いしますという様式を整える必要があります。 われているので、それを市の方に提出し、なおかつ補助金を出してくださいといしただこの段階では、まず市長が補助金を出すかどうか非常に不透明なところがあり、積算まで進めると当然経費がかかりますので、 う事を書面で話をされていると思うが。 |我々が必要な手続きを踏めば飯山市が本当に補助金を出してくれるのかどうかをまず確認したいこともあり、協議等もしておりまし| ただ、費用を出すためにも設計を進めないといけませんので、事前に設計も含めた事業に着手しますという事前着手届は提出させて

いただいております。

あったが、100%納得されてない内容についてお話しできるようであればお願い ↓ただきたいと思います。 いしたい。

調停条項案が出てから、新聞報道等に飯山ホテルさんが100%納得されてないと「あくまでも民間事業者の立ち位置、また担当していた私どもの個人的な気持ちも入っておりますのでそれもご承知おきの上聞いてい

まず、年単位で計画に遅れが生じており、昨今インバウンドで飯山の周辺地域は、特にウインターシーズン中心に非常に盛り上がり |を見せ、近隣では外資の大規模な投資も予定されている状況の中で、残念ながら非常に出遅れてしまっているという機会損失は当然| 発生しています。それに加え、仮に調停条項案について議会でご承認いただけるようでしたら、当初とは違った計画になりますの 「で、当初の計画に費やしていた人的・金銭的・時間的コストというのが、全てとは言いませんが無駄になってしまう。言い方はよく ないかもしれないが、我々としては振り回されてしまった部分が非常に大きいと思っています。

そうした部分に対して何らのフォローも無く、高さの関係など色々と合意して進めていた内容について、何か申し入れをされるので あれば、飯山市側から対案を示していただきたかった。計画修正についても、私どもの方から提案した形になりますので、それは一 般的に考えたらおかしいと思います。

なおかつ、我々としては飯山市と合意して、その内容を実現するために誠実かつ真摯に対応してきたつもりです。当初、事業者に落 |ち度はない、有識者懇談会も行政の事務手続きの不備を検証するという題目で招集され、出された意見を基に対応方針を決められた。 訳ですが、我々事業者に落ち度がないというのであれば、なぜ我々がこれだけ被害を被らないといけないのか。

それに対して、何かしらのコメント等も一切なく、何か我々が悪いことをしたから、こういう形になっているのではないかと、もし 市民の皆様や、市外の人も含めて思われているとすれば、我々としては極めて残念です。

その辺も含めて、調停をまとめるため調停条項案に合意した訳ですが、調停はどちらかの言い分で白黒つけるものではないと承知し ているので、我々の言い分が全て通った訳ではないということは、承知いただければと思います。

「飯山駅周辺地区宿泊施設整備事業補助金交付要綱」の第1条に、飯山市を訪れ |補助金交付要綱に該当するようなホテルになるかどうか心配しているが。

| 質問の点については、現時点では「努力します」「頑張ります」としか言いようがございません。

る旅行客に質の高い宿泊の提供と、まちの賑わい創出や地域産業の活性化を図る┃ただし我々としては、飯山市が北陸新幹線飯山駅開業前からあの土地に何とかホテルを誘致したいということで、お聞きしたところ ことが定めてある。調停条項案を議会が認めた場合ホテル建設に至るわけだが、┃では、非常に時間もかけ多くの事業者さんに当たられた様ですが、結果として、あの土地は未だに空き地になっております。 |我々としても、今回の件については色々ありましたので、もうやめて裁判という選択肢を取りえたのも事実です。ただ、飯山市の事 業者が集まり作った会社であり、地元にも愛着がある。このまま空地にしておくのは地元の人間として看過できないという思いで事 業を進めていたこともありますので、何とかできる範囲で方向性を模索しようということで調停条項案に示されたような設計の変更

> |ですので、当初の予定のような100%のものではないが、このまま諦め何も建たないということは最悪なパターンで、飯山市にとって も損失と思い、何とか飯山市と歩み寄れる範囲内であの様な設計に落ち着いたということです。

思いは。

補助金の上限が3億6000万円ということで合意に至っているわけだが、市民の中 ┃補助金増額の理由付けについては我々が関与する話ではございません。あくまでも飯山市側から、こういう名目となりますというこ ┃には6,000万円の増額は損害賠償ではないかという意見もある。それについての ┃とで調停条項案に盛り込まれているかと思います。私どもとしては、補助金を仮に執行していただける場合、いただく立場ですの で、増額の理由について私どもがどうこう言う立場ではございません。

市長もホテル側に落ち度はなく、あくまでも市の手続き上の問題であると言って┃苦渋の選択であったというのはその通りです。 択ではなかったのか。

に至りました。

┃いる。その中で、なぜホテル側が調停条項案について了承されたのか。苦渋の選┃調停は我々から申し入れたが、その調停がまとまらなかった場合、残された法的な手続きは裁判という形になります。そうなると、 どういう裁判になるかにもよりますが、飯山市との間で結んだ協定も解除になる可能性もありますし、そうでなくても裁判というの は非常に時間がかかる手続きです。地方裁判所で決着がつくとも限らないし、その上までどんどん行ってしまうと、いつまでたって もホテル計画が進まない。仮に我々があそこの土地でホテルを建てる権利を有したまま訴訟が延々と長引くと、あの場所はずっと空 き地のままになってしまうということになります。

> 例えば飯山市や議会、市民の皆さんが、あそこにホテルはいらないという判断になれば、我々としては仕方がないと思うが、現時点 でまだそういう話になっていない以上は、事業者として実現するために最善の選択をしていかざるを得ない、それが飯山市と結ばせ ていただいた協定書に基づく我々なりの誠意だと思っています。そういった意味で、ある程度着地点が見えた段階で調停条項案に合 意をさせていただいたという形になります。

調停条項案が合意されたが、議会では、この委員会も立ち上がり議決も必要なため、期間が事実的に2ヶ月ぐらい延びることになると思います。調停条項案には期限が令和9年3月末までと書かれているが、これについて影響はあるか。	当然ございます。
もし、否決というような案が出て、例えば12月の議会に移るとなった場合、ホテルをつくるということにダメージが生じるか。	もしそうなれば、建設のための期間延長をしてもらっても、期間が削れていくということになりますので、仮に12月まで伸びていく のあれば、ますます影響が出てくる形にはなります。
ホテル側には何の瑕疵もなく、経費はかかる、圧縮されるという中で、裁判とい う判断もあり得るということですか。	調停条項案の中には、調停が成立した場合にはそういった類の行為は行わないとなっており、金銭的な部分については損害賠償請求 しないとなっていますので、何か別の方法を考えるしかないと思っています。
4階建てで、実際にもう積算なりすぐ着工できるような準備というのは進められているか。	積算も厳密にやると費用がかさんでしまうので、あくまでも簡易的に、外部の事業者さんにお願いはしております。
設計変更後の駅前ホテルの補助金対象の建築費は大体いくらになるか。	厳密な積算ではなく、あくまで簡易的にはなるが、建物を建てて、電気設備、機械設備等を入れ込むレベルで、概算ですが11億円位はかかると思います。